

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う改正

三 施行期日

令和六年四月一日